

ホームステイ申込同意書（団体用）

名古屋ホームステイボランティアセンター
ディレクター

ホームステイの申込みにあたり、下記の事項のすべてに同意し、この同意書の写しを保管します。

日付（年／月／日）

団体代表者氏名（記名押印 または 自署）

記

1 プログラムの趣旨の尊重

- (1) このプログラムは安価な宿泊場所を提供するものではなく、受入家庭との交流を通して滞在者に日本の家庭生活や文化を体験する機会を提供すること及び滞在者と受入家庭が異なる文化や習慣についての理解を深め、違いや多様性を尊重する大切さに気づくことを目的としています。
- (2) 滞在者は、滞在中に受入家庭と交流・親睦できる十分な時間を確保するものとします。
- (3) 滞在者は、滞在中に受入家庭と積極的に交流し、日本の文化や習慣について理解を深めるだけでなく、受入家庭に自国の文化・習慣に触れる機会を提供するよう努めるものとします。
- (4) このプログラムは、受入家庭が営利を目的とせず自発的な意志に基づいて行う活動です。名古屋ホームステイボランティアセンターは一定の基準に基づいて受入家庭を登録、選考していますが、受入家庭の日常生活に立ち入って指導・監督するものではありません。従って受入の方法は個々の家庭により異なります。
- (5) 滞在者は上の項目を理解し、受入家庭の日常生活の遂行にできる限り配慮するものとします。

2 受入家庭の手配

- (1) 名古屋ホームステイボランティアセンターは、ホームステイの受入れ活動をしているボランティア団体により構成されるネットワーク組織です。センターは申込団体からのホームステイの申込みを受け付け、受入団体を紹介しますが、受入家庭の手配は、滞在者を受け入れる受入団体が行うものとします。
- (2) 受入団体は滞在希望者の申込書の記載事項をもとに受入家庭を手配しますが、ご希望に添えない場合や受入家庭の都合で変更になる場合があります。これにより生じる結果に対し、名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体はいかなる責任も負いません。
- (3) 名古屋ホームステイボランティアセンターは、1のプログラムの趣旨に照らして調整のために申込団体に対して協力を求めることがあります。受入家庭の手配にまつわる調整の段階において、申込団体の協力を得られない場合、あるいは申込団体の誠意がみられない場合は、受入団体はホームステイの受入れを中止することがあります。
- (4) 申込書類一式受理後の滞在期間、滞在者数及び滞在メンバーの変更については、その理由が適切であると受入団体が認める場合を除き、できません。
- (5) ホームステイ開始後の受入家庭の変更の申出は、ホームステイを始めた日から7日以内にするものとし、その申出の理由が適切であると受入団体が判断した場合、1回に限り受入家庭を変更することができるものとします。変更に伴い費用の増額が生じる場合は、申込団体または滞在者が負担するものとします。

3 申込者としての責任

- (1) 申込にあたり、連絡責任者は滞在に関する手続きについて全ての滞在者を代理するものとし、受入れに係る事務手続きは、受入団体と連絡責任者との間で行うものとします。
- (2) 申込団体は、受入団体と協力して滞在者の安全かつ円滑な滞在の実施を確保することに努めるものとします。
- (3) 滞在者が高校生以下あるいは5名以上のグループの場合は、緊急時の対応に備えるため、20歳以上の連絡責任者を立てるものとします。責任者は受入団体事務所の近辺の宿泊施設に滞在し、ホームステイできないものとします。
- (4) 申込団体の連絡担当者または責任者は、名古屋到着時あるいはホームステイを開始する前日までに受入団体に最終確認の連絡を入れるものとします。

4 滞在中の費用

- (1) 国内旅行にかかる交通費、入場料、国内長距離電話、国際電話料金などの個人的な費用は、滞在者の負担とします。
- (2) 申込団体はホームステイにかかる費用（1,000円～3,000円/日×日数×人数）を受入団体が指定した期日までに支払うものとします。受入団体が事務手数料を徴収する場合は、費用と併せて支払うものとします。費用支払いにかかる手数料は申込団体が負担するものとします。費用及び事務手数料は受入団体によって異なります。
- (3) ホームステイの受入は受入団体が費用を受理した時に成立するものとします。申込団体が所定の期日までに費用を支払わない場合、受入団体はホームステイを中止できるものとします。

5 不法行為に対する責任

- (1) 滞在者は、滞在中は日本の法令に従うものとします。
- (2) 受入家庭は、滞在者の故意または過失、法令や公序良俗に反する行為により損害を被った場合、滞在者に対し賠償を請求することができます。その際申込団体は、受入家庭の要請があれば、賠償請求に関わる手続き等につき連絡等の援助をするものとします。
- (3) 名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体は、受入家庭と申込団体および滞在者の間に生ずる損害賠償請求に関してはいかなる法的責任も負いません。
- (4) 申込団体と滞在者の間に生じた問題は申込団体において解決することとし、名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体はいかなる責任も負いません。

6 ホームステイ受入れのお断り・中断

- (1) 名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体は申込団体がこの同意書の内容に反すると判断する場合は受入れをお断りします。また受入家庭での滞在を中断することがあります。
- (2) 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体の関与し得ない事由が生じた場合において、受入団体は受入日程を変更することがあります。
- (3) 受入のお断り・中断・日程変更によって生じる結果に対し、名古屋ホームステイボランティアセンター及び受入団体はいかなる責任も負いません。

7 申込みの取り消し

- (1) 申込みの取り消しをする場合は、出来る限り早く受入団体まで連絡するものとします。遅くともホームステイを希望する日から7日前までに連絡するものとします。なお、7日過ぎてからの取り消しは、特別な理由を除きできないものとします。
- (2) 受入団体は申し込みの取り消しや中断により費用の返金が生じる場合は応じるものとします。銀行口座振込の場合の振込手数料等返金にかかる諸費用は申込団体が負担するものとします。但し、事務手数料については、いかなる場合においても返金いたしません。

8 申込み関係書類

申込みにあたり名古屋ホームステイボランティアセンターまたは受入団体に提出した書類は、受入の可否にかかわらず返却いたしません。

9 滞在者への周知

申込団体は以上の項目に同意するとともに、滞在者に対し周知するものとします。申込団体は所定の滞在者用同意書に滞在者の署名を得、名古屋ホームステイボランティアセンターまたは受入団体に提出するものとします。

以上